

事業費補助金調査票(表)

補助金名	コミュニティ事業補助金
------	-------------

担当課	市民生活部 市民協働課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	02	01	12	10	— 01
事業名	地域コミュニティ推進事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	市単					
補助の種類	事業					

R5実施計画額	49,807	千円
R4 予算額	35,709	千円
R3 決算額	23,364	千円
R2 決算額	22,728	千円
R1 決算額	34,975	千円
H30 決算額	48,482	千円
H29 決算額	34,345	千円

事業の趣旨・目的	成田市コミュニティ事業補助金交付規則第1条の規定により、地域の団体に対し、成田市コミュニティ事業補助金を交付することにより、コミュニティ活動を促進し、その健全な発展及び運営に資することを目的とする。			補助対象者	【補助対象者】								
	開始年度	昭和	58 年度		日常生活圏域を共通にする者を構成員とする市に届出のあった区、自治会、町内会等の地域団体又はその連合団体とする。								
根拠法令等	(市) 成田市コミュニティ事業補助金交付規則 成田市コミュニティ事業補助金取扱要領			補助率	【補助対象経費】								
留意事項					①コミュニティ活動事業に係る経費 ②環境美化事業に係る経費 ③設備・備品整備事業に係る経費 ④一般コミュニティ助成事業に係る経費								
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	【補助率】								
	金額	件数	割合		①地域団体等の世帯数1世帯につき年額500円 ②1地域団体等につき年額3万円 ③補助対象経費の1/2(5年間毎に上限200万円) ④補助対象経費の全額(上限250万円)								
	全体事業費	44,066		成果指標	【国県等の補助率】								
	うち市補助金	19,664	366 44.6%		(財)自治総合センター:④市補助額の100%(上限250万円)								
	うち国補助		0.0%		【近隣自治体の補助率】								
	うちその他補助	3,700	2 8.4%		八街市:①②組織の世帯数1世帯につき、年額330円 ③1組織につき、年額2万円								
	自己負担	20,702	47.0%		柏市:①②経費の9/10、上限10万円(2回目以降8/10) 香取市:③整備に要する経費の1/2 (経費総額20万円以上、上限30万円)								
				成果指標: 交付団体数	(単位:団体)								
					<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>368</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>351</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>574</td> </tr> </table>	年度	数値	令和3年度	368	令和2年度	351	令和元年度	574
年度	数値												
令和3年度	368												
令和2年度	351												
令和元年度	574												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ア. 地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期待できる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる「市民が参加する協働のまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	市民が安心、安全に暮らすためには地域のつながりが重要となることから、地域コミュニティの活性化に資する本事業は市民ニーズに合致する。
	類似の補助事業はない	いいえ	危機管理課の自主防災組織助成金と補助対象が一部重複しているが、自主防災組織助成金の対象とならない場合のみ、本補助金の対象としている。
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付団体数 R1年度:574団体、R2年度:351団体、R3年度:368団体
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	対象団体における交付団体の割合について、R1年度は65%、R2年度は40%、R3年度は43%である。感染症により、地域活動が減少したが、感染症の流行前は約7割の団体が活用しており、市民ニーズが高いことから有効である。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	改善		
所見	<p>地域で実施する祭りや盆踊り等のコミュニティ活動事業、清掃や草刈等を行う環境美化事業に係る経費を補助することにより、地域で集まる機会が増え、地域の連携強化につながり、コミュニティの醸成に大きく寄与している。また、設備・備品整備事業においては、まつりの山車の購入や修繕、倉庫の設置等、高額な事業も対象としているため、地域団体の負担軽減につながり、地域コミュニティの活性化のためにも重要であることから、今後も補助事業を実施する。</p> <p>一方で、コミュニティ活動事業と環境美化事業においては、会議や研修・地域行事に係る飲食費等の支出と客観的に認められ、本補助金の目的を達成するものと判断できる基準が不明確である。現行の取扱要領を見直し、当該基準をより明確に規定する。</p>		